

令和8年度飛島関係人口創出・拡大事業実施業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和8年度飛島関係人口創出・拡大事業実施業務委託の内容及び当該業務に係る委託契約等の方法について、以下のとおり定める。

1 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度飛島関係人口創出・拡大事業実施業務

(2) 業務目的

飛島の地域課題の解決や地域資源の活用という観点から、特定の分野における知見やノウハウを有し、一定数のメンバーを抱えた大学や企業などの団体と飛島との接点（関わりしろ）をつくり、実際に飛島を訪れてのフィールドワークや飛島での生活体験を通して、団体との継続的で質の高い関係を築くことで、島外人材の関係人口化を図る。

(3) 業務内容

別添「令和8年度飛島関係人口創出・拡大事業実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年1月30日まで

(5) 提案上限額

4,324,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 委託契約の方法

ア 契約方法

随意契約

イ 契約の相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して優秀な提案者を1者選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（以下「公募型プロポーザル」という。）による。

ウ 契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

2 応募に関する事項

(1) 応募資格

本業務の公募型プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していない者であること。

ウ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）であること。

エ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。

カ 山形県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有し、当該企画提案募集又はこれに類する業務を営んだ実績がある者であること。

キ 次のいずれにも該当しない者であること。

（ア）法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

（ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

（オ）役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

（2）失格事由

企画提案者が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

ア 実施要領等に定めた資格・要件が備わっていないとき

イ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき

ウ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募要領等で示した要件に適合しないとき

エ 提出書類に虚偽又は不正があったとき

オ 提案の内容が提案上限額を上回るとき

カ その他不正な行為があったとき

3 提出書類及び提出方法等

（1）提出書類

ア 参加申込書（様式1）

- イ 誓約書（様式2）
 - ウ 企画提案書（様式3）
 - エ 経費見積書（様式4）
 - オ 法人等概要がわかる資料（業種、事業内容、設立、資本金の額、従業員数、事業実績がわかるもの）
 - カ 代表者の印鑑証明書（法務局発行のもの）
 - キ 法人の登記簿謄本
 - ク 守秘義務、個人情報保護の方針及び周知方法がわかるもの
- なお、企画提案者が山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は、カ及びキの書類提出は不要。

（2）受付期間

令和8年5月15日（金）から令和8年5月29日（金）まで

（3）提出方法

- 「7 担当部局」まで、電子メールへの添付等により提出すること。
- ファイルの形式はPDF等の容易に編集ができない形式によること。
- （※Word等の編集が容易な形式は認められない。）

4 企画提案作成等に係る質問・問い合わせ

（1）質問方法

企画提案書等の作成に係る質問等は、「質問票（様式第5号）」により、電子メールにより行うものとし、「7 担当部局」あてに提出すること。

（2）質問書の受付期間

令和8年5月25日（月）午後5時まで

（3）質問書への回答

質問書への回答は、山形県のホームページに掲載する。ただし、各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

5 審査及び結果の通知

（1）審査方法

山形県庄内総合支庁総務企画部総務課連携支援室が設置する企画提案審査会において、申請のあった企画提案について審査基準に基づき審査を行い、最も優れた提案を行った事業者（以下「最優秀提案者」という。）を選定する。

（2）審査基準

以下の審査基準により採点を行う。

ア 企画内容等の妥当性

- ・ 事業目的に資する企画となっているか。
- ・ 参加者を募集するための広報が効果的か。

イ 業務遂行体制

- ・ 業務遂行体制が適切で事業者及び担当者の業務実績が十分か。
- ・ 適切な事業実施スケジュールとなっているか。

ウ 見積額の妥当性

- ・ 見積額の積算内容が妥当なものとなっているか。
- ・ 提案内容に比して経済的な見積額となっているか。

(3) 提案者が1者のみ又は無い場合の取扱い

提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者が無い場合には、いったんプロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討の上、改めて募集を行うこととする。

(4) 契約方法

最優秀提案者を受託候補者とし、受託候補者と契約に向けた手続きを行う。

なお、受託候補者が「2 応募に関する事項」の(2)に該当することが判明した場合には、契約を締結しないことがある。その場合、審査会において次点の評価を受けた者と契約の締結に向けた手続きを行うものとする。

(5) 結果の通知

審査の結果は、提案者全員に文書で通知する。

6 その他

- (1) 企画提案書作成のほか公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された申請書類等は返却しない。
- (3) 最優秀提案者の提案書の著作権は山形県に帰属するものとする。
- (4) 提出された申請書等は、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (5) この公募型プロポーザル又は契約については、県の都合により変更又は中止する場合がある。

7 担当部局

山形県庄内総合支庁総務企画部総務課連携支援室

住 所：〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1

電 話：0235-66-5444 (直通)

F A X：0235-66-2835

メールアドレス：yshonairenkei#pref.yamagata.jp

※上記「#」を「@」に変えて送信してください。